

News Release



容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第20条第2項に基づく公表について

平成17年4月20日
経済産業省

経済産業省は、別紙記載の事業者に対し、平成16年12月13日付けで、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第20条第1項に基づき、法第2条第8項において定義する再商品化をするよう勧告しましたが、同事業者が平成17年3月31日現在においても再商品化をした事実が認められないため、法第20条第2項に基づき公表することと致しました。
本件は同法に基づく初めての公表となります。

(参考)

ごみの減量化及び資源の有効利用を目的として、「容器包装の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（通称：容器包装リサイクル法）が平成7年6月に成立・公布され、平成12年4月から完全施行されております。

これに伴い、同法において定義する特定容器利用事業者、特定容器製造事業者又は特定包装利用事業者は、再商品化を行う義務が生じております。

同法では、主務大臣が特定事業者に対して指導及び助言ができ、さらに正当な理由がなくて再商品化をしない所謂「ただ乗り事業者」に対して勧告、公表、命令ができることが、規定されております。

当省では、これを受け、事業者間の公平性を確保するべく、所管業種のただ乗り事業者に対して、これまで報告徴収、指導、勧告の法的措置を行ってきております。

今後も、各経済産業局等との強力な連携の下、同法の適正な運用に努めると共に、パンフレットの作成、配布、説明会の開催等により同法の普及啓発に努めてまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課
担当：中村・本間・澤田
電話：代表 03-3501-1511(内線 3561)、直通 03-3501-4978

(別紙)

- アイア株式会社
代表取締役 萩島 宏
東京都目黒区目黒本町1-16-17
- 川畑株式会社
代表取締役 川畑 公男
埼玉県比企郡川島町中山字一楽2099-4
- 寿商事株式会社
代表取締役社長 安本 昌煥
東京都台東区上野3-21-11
- 株式会社雑貨屋ブルドッグ
代表取締役 内山 恭昭
静岡県浜北市平口5228
- 株式会社しまむら
代表取締役社長 藤原 秀次郎
埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4
- 株式会社誠美堂
代表取締役社長 余湖 秀夫
埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-5-8 吉田ビル4階
- 株式会社タカキュー
代表取締役社長 臼井 一秀
東京都板橋区板橋3-9-7
- 株式会社タケヤ
代表取締役社長 岸澤 昭
東京都青梅市野上町3-1-1
- 株式会社東京デリカ
代表取締役 木山 茂年
東京都葛飾区新小岩1-48-14 第3デリカビル
- 株式会社マルフル
代表取締役社長 古谷 清純
山梨県南都留郡河口湖町船津4932
- 株式会社三松
代表取締役 斎藤 寛
東京都武蔵野市吉祥寺本町2-5-10

(五十音順)

容器包装リサイクル法におけるただ乗り事業者対策について

◆ ただ乗り事業者

容器包装リサイクル法に規定する特定事業者（容器包装を用いる、又は、容器の製造等を行う事業者。）のうち、同法に規定する再商品化義務を果たしていない事業者のこと。

具体的には、同法に規定する自主回収の認定（回収方法を主務大臣が認定）を受けていない、若しくは、独自ルート（再商品化ルート全体を主務大臣が認定）による再商品化を実施していないにも係わらず、指定法人と再商品化契約を締結し、当該契約に基づく債務を履行しない事業者、又は、契約締結し当該契約に基づく債務を履行しているものの、過小契約により債務を履行している事業者のこと。

◆ 容器包装リサイクル法の特定事業者に対する国の権限

- 特定事業者に対する報告の徴収（法39条）
- 特定事業者に対する立入検査（法40条）
- 特定事業者に対する必要な指導及び助言（法19条）
- 正当な理由がなく再商品化をしない特定事業者に対する再商品化すべき旨の勧告（法20条1項）
- 上記勧告に従わない事業者名の公表（法20条第2項）
- 公表後も勧告に従わない事業者に対する命令（法20条第3項）
- 上記命令に従わない事業者への罰則（50万円以下の罰金）の適用（法46条）